

福祉都市委員会報告資料

ページ

第8期福岡市介護保険事業計画（原案）について 1

（ 報告関係付属資料 ）
第8期福岡市介護保険事業計画（原案） 別冊1

令和2年11月16日

保健福祉局

1 第8期福岡市介護保険事業計画（原案）の概要

（1）計画策定の趣旨

地域包括ケアをさらに推進していくため、福岡市における介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものとして、「第8期福岡市介護保険事業計画」を策定する。

（2）計画期間

2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3年間

（3）高齢者を取り巻く現状と課題

① 現状

ア 高齢化の進展に伴い、支援が必要な方（単身高齢者・要介護認定者・認知症の人の数）は今後ますます増加。一方で、現役世代の減少により、介護人材はますます不足

イ 高齢者の過半数は住み慣れた在宅での生活を希望

② 高齢者を取り巻く課題

ア 高齢者が健康寿命を延ばし、自分らしく生きていけるよう、介護予防・重度化防止のさらなる取り組みや、買い物支援等の生活支援体制の整備，社会参加の環境整備等の取り組みが重要

イ 多様な生活支援ニーズに対応するため、地域の特性に応じた多様な担い手による多様なサービスが不可欠

ウ 医療・介護が必要となっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症施策の推進，在宅医療・介護連携の推進，在宅生活を支える介護サービスの拡充等が必要

エ 介護人材がますます不足する中、人材の安定的な確保や、IoT・ロボット、AIなどの最新技術の利活用が重要

（4）介護保険制度の主な改正

① 食費・居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し

能力に応じた負担となるよう，所得段階の第3段階（世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超）の細分化を行う。

② 高額介護（予防）サービス費の見直し

一定の所得のある方について，高額介護（予防）サービス費の世帯の上限額を見直す。

③ 要介護認定の見直し

一部の要介護認定更新の際の有効期間の上限を，現行の36ヶ月から48ヶ月に延長することを可能とする。

（5）地域包括ケアの構築と地域共生社会の実現に向けて

● 日常生活圏域の設定

中学校区単位を基本とする59圏域で設定（第7期介護保険事業計画と同じ）

● 地域包括ケアの構築に向けた施策の展開

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

ア 自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

自立支援・介護予防に関する啓発，多職種連携，社会参加の促進・支援等

イ 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の機能強化

高齢者人口に応じた職員配置，相談機能の充実・強化等

ウ 介護予防の推進

通いの場の充実，AIなどの先端技術の活用等

エ 健康づくりの推進

こころの健康づくり，ロコモティブシンドローム予防等

② 生活支援体制の整備

ア 生活支援体制の基盤整備の推進

生活支援コーディネーターの全市展開，買い物支援等

イ 多様な主体による多様なニーズに応じたサービスの充実

生活支援型サービスの普及等

③ 福祉・介護人材の確保

労働環境・処遇改善，新規人材の参入促進，資質の向上，介護人材のすそ野の拡大，福祉・介護に興味・関心を持つきっかけづくり等

④ 介護サービス基盤の整備

整備方針 ① 在宅生活を支えるサービスの拡充

② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充

③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

整備目標量

区 分	第7期	第8期	
	実績(見込み)	計画	計画
	累計	新規整備量	累計
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	63 事業所	18 事業所	81 事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17 事業所	12 事業所	29 事業所
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2,115 人分	270 人分	2,385 人分
特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	6,223 人分	240 人分	6,463 人分
介護老人保健施設	2,608 人分	-	2,608 人分
介護医療院・介護療養型医療施設	677 人分	10 人分	687 人分
特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）	4,282 人分	120 人分	4,402 人分

⑤ 住まいの確保と住環境の整備

多様な住まいの確保，入居支援，住宅セーフティネット機能の強化，生活面に困難を抱える高齢者の住生活支援等

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療提供体制の構築，医療・介護関係者の連携強化，在宅医療と介護に関する市民啓発，認知症への対応，看取りに関する取組みの推進

⑦ 認知症施策の推進

ア 認知症に関する理解促進

ユマニチュードの普及，認知症サポーターの養成等

イ 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進

認知症疾患医療センターの運営，認知症対応力向上研修の実施等

ウ 認知症の人や家族への支援の充実

ピアサポート活動，認知症の人の見守り等

エ 認知症とともに生きる施策の推進

福岡市版DAA（仮称）の推進，認知症の人にもやさしいデザインの普及等

⑧ ICT（情報通信技術）やロボット等の利活用

AI等の医療・保健福祉分野への導入，福祉・介護現場での利活用等

⑨ 介護サービスの質の向上

福祉・介護人材の資質の向上，事業者の質の向上

⑩ 在宅要介護高齢者と家族介護者への支援

ア 在宅要介護高齢者への支援

おむつサービス，住宅改造助成等

イ 家族介護者への支援

働く人の介護サポートセンター，地域密着型サービスの充実と普及等

⑪ 高齢者虐待の防止と成年後見制度の利用促進

相談窓口の周知，支援者の対応力の向上，中核機関の設置等

⑫ その他，介護保険事業の円滑な運営

◇ 適切な要介護認定に向けた取組み

◇ 介護給付適正化に向けた取組みの推進

◇ 相談・苦情対応体制の充実

◇ 市民への広報・啓発

◇ 計画の達成状況等の点検

◇ 災害対策・感染症対策にかかる体制の整備

◇ 離島におけるサービス基盤整備

(6) サービス量の見込みと第1号被保険者保険料

① 人口・要介護認定者の推計

	2019(R1)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
総人口(A)	1,551,212人	1,572,700人	1,579,000人	1,585,000人
高齢者数(B)	335,545人	348,400人	354,300人	360,700人
高齢化率(B/A)	21.6%	22.2%	22.4%	22.8%
要介護認定者数(C)	68,240人	72,250人	74,700人	76,880人
認定率(C/B)	20.3%	20.7%	21.1%	21.3%

② 第1号被保険者保険料の考え方

ア 公費投入による乗率の見直し

第7期と同様，低所得者の保険料負担を軽減するため，保険給付費の5割の公費（国・県・市）とは別枠で公費を投入し，第1～3段階の乗率の引き下げを行う。

イ 保険料所得段階の設定

第7期計画同様，13段階の設定とする。

ウ 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす方に対し、保険料額を下げる独自の軽減制度を継続するなど、保険料負担が難しい方への配慮を行う。

エ 介護給付費準備基金の活用

福岡市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当する。

③ 保険料基準額（月額）

第8期の保険料基準額（月額）については、国において介護報酬に関する議論が進められていること等により確定には至っていないが、現状では6,100円～6,400円程度と見込んでいる。

区 分			計算方法	保険料 月額	【参考】 第7期	
第1段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.25	1,530円～ 1,600円程度	1,519円
第2段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.40	2,440円～ 2,560円程度	2,431円
第3段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.70	4,270円～ 4,480円程度	4,254円
第4段階	本人が市民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	5,490円～ 5,760円程度	5,470円
第5段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	6,100円～ 6,400円程度	6,078円
第6段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	6,710円～ 7,040円程度	6,686円
第7段階			本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	基準額 ×1.30	7,930円～ 8,320円程度	7,901円
第8段階			本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.60	9,760円～ 10,240円程度	9,724円
第9段階			本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 ×1.80	10,980円～ 11,520円程度	10,940円
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 ×2.00	12,200円～ 12,800円程度	12,156円
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 ×2.20	13,420円～ 14,080円程度	13,371円
第12段階			本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額 ×2.40	14,640円～ 15,360円程度	14,587円
第13段階	本人の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.50	15,250円～ 16,000円程度	15,194円		

※第1段階～第3段階は公費投入による乗率の見直し後の額

2 第8期福岡市介護保険事業計画（原案）のパブリック・コメント実施について

（1）趣旨

介護保険法に基づく「第8期福岡市介護保険事業計画」の策定において、住民の意見を反映させるため、福岡市情報公開条例第36条第2項第2号、第3項に基づくパブリック・コメントを下記のとおり実施するもの。

（2）実施要領

① 意見募集期間

令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで（必着）

② 資料の閲覧・配布場所

資料は本市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配布する。

情報公開室（市役所2階）、情報プラザ（市役所1階）、各区役所情報コーナー、各区役所福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所、各区老人福祉センター、各地域包括支援センター、市民福祉プラザ

③ 募集方法

郵送、FAX、電子メール、窓口への持参

④ 広報

市政だより12月1日号及び本市ホームページへ掲載

⑤ 結果の公表

提出された意見への対応は計画の確定時に公表予定

3 今後のスケジュール（案）

時期	内容
R2.12.4～R3.1.4	パブリック・コメント実施
R3.1月～2月	第3回高齢者保健福祉専門分科会（答申案協議）及び答申
R3.3月	当初議会（介護保険条例改正：介護保険料等）
R3.3月末	第8期介護保険事業計画 策定